

建設現場における快適トイレ設置要領

令和4年1月4日

企業局工務管理課

(目的)

第1 この要領は、男女ともに働きやすい環境を整備するため実施する「建設現場における快適トイレ設置の対象工事」の必要な事項について定めるものとする。

(対象工事)

第2 対象工事は、原則として、企業局が発注する全ての工事とする。ただし、企業局庁舎や発電所、北部管理事務所等のトイレを利用する場合を除く。

特記仕様書記載例

営繕施設関係

本工事は、建設現場における快適トイレ設置の対象工事とする。

実施に当たっては、「建設現場における快適トイレ設置要領（令和4年1月4日企業局工務管理課定め）」に基づき行う。

要領は、宮崎県企業局ホームページから入手できる。

(<http://www.pref.miyazaki.lg.jp/kigyokyoku/kense/chotatsu/yoshiki.html>)

(内容及び仕様)

第3 内容は、現場で働く全ての労働者を利用対象とした快適トイレを現場に新たに設置するものとし、現場事務所内（現場事務所と一体）のトイレは含まないものとする。

2 快適トイレは、次の(1)及び(2)に掲げる仕様を全て満たすことを原則とし、(3)に掲げる仕様を満たすことを推奨する。

(1) 快適トイレに求める標準仕様

ア 洋式便座

イ 水洗又は簡易水洗機能（し尿処理装置付含む）

ウ 臭い逆流防止機能

エ 容易に開かない施錠機能

オ 照明設備

カ 衣類掛け等のフック付又は荷物を置ける棚等（耐荷重5kg以上）

- (2) 快適トイレとして活用するために備える付属品
 - ア 現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示
 - イ 入口の目隠しの設置(男女別トイレ間も含め入口が直接見えないような配置等)
 - ウ サニタリーボックス(女性用トイレに必ず設置)
 - エ 鏡と手洗器
 - オ 便座除菌クリーナー等の衛生用品
 - (3) 推奨する仕様、付属品
 - ア 室内寸法900×900mm以上(面積ではない)
 - イ 擬音装置(機能含む)
 - ウ 着替え台
 - エ 臭気対策機能の多重化
 - オ 室内温度の調整が可能な設備
 - カ 小物置き場(トイレットペーパー予備置き場等)
- 3 快適トイレについては、リース品対応とする。

(実施手続)

- 第4 受注者は、快適トイレを設置する場合は、工事着手前に、第3第2項に掲げる仕様を満たす快適トイレであることを示す書類(見積書、仕様書、カタログ等)を工事打合簿に添付し、規格、基数等の詳細について発注者に協議するものとする。
- 2 受注者は、快適トイレを設置しない場合は、設置しない理由を明らかにした上で、工事着手前に発注者に通知するものとする。
- 3 受注者は、設置費用(リース料)確定後、速やかに設置した快適トイレの写真、本要領の仕様を満たすことを示す書類及び費用の内訳が分かる取引書類を監督員に提出するものとする。

(設置費用等)

- 第5 快適トイレに要する費用については、当初設計には計上しないものとし、最終変更時において、従来品相当を差し引いた後、1月当たり1基57,000円を上限に設計変更の対象とする。

なお、設計変更数量の上限は、現場毎に必要性を受発注者間で協議の上決定する。

また、運搬・設置費用は共通仮設費(率)に含むものとし、1工事当たり2基を超えて設置する場合や積算上限額を超える費用については、別途計上は行わず、現場環境改善費(率)に含める。ただし、「施工箇所が点在する

工事の積算等について(令和3年12月3日92110-1259工務管理課長通知)」適用工事については、「工事」を「施工箇所」に読み替え、個々の施工箇所で計上できるものとする。

- 2 計上費用は、実際にかかった1月当たり1基の費用から10,000円(従来品相当の費用)を控除した額と、積算上限額1月当たり1基57,000円を比較し、どちらか安い方の費用を共通仮設費(営繕費)に計上するものとし、管理費区分の設定は行わないものとする。
- 3 ハウス型等の場合、入口が別になっている場合に限り、入口別に57,000円を上限額として計上できるものとする。

附 則

この要領は、令和4年1月4日から施行する。

附 則

この要領は、令和8年4月1日から施行する。